

令和4年度
公園等建設工事
(大宮スーパー・ボールパーク基本計画検討業務委託)

プロポーザル方式(簡易公募型)説明書

令和5年1月
公園スタジアム課

目 次

1	業務の概要	1
2	資格要件	1
3	一次選定及び二次選定基準	2
4	技術提案を求める具体的テーマ	3
5	窓口・問い合わせ先	4
6	手続き	4
7	技術提案書提出後の予定	4
8	その他	5

説 明 書

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
公園等建設工事（大宮スーパー・ボールパーク基本計画検討業務委託）
- (2) 委託箇所
大宮公園／さいたま市大宮区高鼻町4丁目地内外
- (3) 業務目的
令和4年3月に公表した「大宮スーパー・ボールパーク構想」を踏まえ、各競技施設の配置や公民連携事業手法等について調査・検討を行い、基本計画（エリア全体）案を策定することを目的とする。
- (4) 委託業務内容
別添「特記仕様書」参照
- (5) 履行期限
令和6年3月29日
- (6) 委託予定額
27,018,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 成果品
別添「特記仕様書」参照

2 資格要件

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- (3) 公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (5) 本件入札の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 会社の実績として、公示を開始した日から過去10年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
 - ① 請負金額500万円以上の同種の業務実績（「民間活力導入を含む公園施設の基本計画に関する検討業務」）
 - ② 請負金額500万円以上の類似の業務実績（「民間活力導入可能性に関する

検討業務」)

(8) 管理技術者の実績として、公示を開始した日から過去 10 年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。

① 同種の業務実績（「民間活力導入を含む公園施設の基本計画に関する検討業務」）

② 類似の業務実績（「民間活力導入可能性に関する検討業務」）

(9) 管理技術者が次のいずれかの資格を保有していること。

① 技術士（都市及び地方計画）

② RCCM（都市計画及び地方計画）

3 一次選定及び二次選定基準

2 の要件を満たしている者の中から、次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。「評価の視点」に 2 段で記載されている場合、上段の方が配点が高い。また、括弧書きが記載されている場合、括弧内の左側の方が配点が高い。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 会社の業務実績	(1) 請負金額 500 万円以上の同種又は類似業務の実績（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・民間活力導入を含む公園施設の基本計画に関する検討業務の受注実績があるか（4 件以上か、2 件以上か） ・若しくは、民間活力導入可能性に関する検討業務の受注実績があるか（4 件以上か、2 件以上か）	10
	(2) その他の業務実績（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・民間活力導入を含まない公園施設の基本計画に関する検討業務の受注実績があるか（4 件以上か、2 件以上か）	5
2 管理技術者の資格及び業務実績等	(1) 資格	・管理技術者が技術士（都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を保有しているか	5
	(2) 同種又は類似業務の実績（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・民間活力導入を含む公園施設の基本計画に関する検討業務の受注実績があるか（2 件以上か、1 件か） ・若しくは、民間活力導入可能性に関する検討業務の受注実績があるか（2 件以上か、1 件か）	5
	(3) その他の業務実績（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・民間活力導入を含まない公園施設の基本計画に関する検討業務の受注実績があるか（2 件以上か、1 件か）	5
	(4) 管理技術者の手持ち業務の状況	・当該業務を遂行するのに十分な余裕があるか	5
3 技術提案の内容	(1) 業務の実施方針及び業務工程計画	業務内容の理解度 ・目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に示されているか	3
		業務実施方針の妥当性 ・業務委託の内容を踏まえた条件を基にした案の検討及び提案等に係る実施方針が優れているか	3

		工程計画 ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか	3
	(2) 各競技施設を順序良く改修していくために参考となる事例や配置計画など考慮すべき事項とその課題を整理するための手法	的確性（与条件との整合性） ・「大宮スーパー・ボールパーク構想」との整合性が図られているか	7
		的確性（事業難易度の考慮） ・課題や問題点を把握し、その難易度に相応しい提案となっているか	7
		実現性（提案内容の裏付） ・提案内容に根拠があり実現可能な内容であるか	7
		独創性（高度の検討・解析手法、創意工夫） ・手法等は効果的かつ独創的な提案であるか	7
	(3) 配置計画、動線計画、景観計画を検討する上での配慮すべき事項	的確性（与条件との整合性） ・「大宮スーパー・ボールパーク構想」との整合性が図られているか	7
		的確性（事業難易度の考慮） ・課題や問題点を把握し、その難易度に相応しい提案となっているか	7
		実現性（提案内容の裏付） ・提案内容に根拠があり的確な内容となっているか	7
		独創性（高度の検討・解析手法、創意工夫） ・配慮すべき事項は効果的かつ独創的な提案であるか	7
4 参考見積	参考見積内訳書の妥当性	・参考見積内訳書の内容が妥当か ・参考見積額が委託予定額以下であるか	確認
合計			100

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマについて、様式2号の7、8により1テーマにつきA4判1枚で記入すること。追加資料等を添付した場合、そのテーマは評価の対象としない。

(1) 業務の実施方針及び業務工程計画

(2) 各競技施設を順序良く改修していくために参考となる事例や配置計画など考慮すべき事項とその課題を整理するための手法

本検討の対象である大宮公園競技施設エリアは、競技施設が密集しており、解体および建設をどのような手順で進めていくかが課題である。

そこで、各競技施設を順序良く改修していくために参考となる事例や配置計画など考慮すべき事項とその課題を整理するための手法についての具体的な提案を求める。

(3) 配置計画、動線計画、景観計画を検討する上での配慮すべき事項

「大宮スーパー・ボールパーク構想」において、整備の方向性として、『賑

わいと交流をもたらす空間の創出』を掲げており、賑わい創出のためには効果的な施設配置、回遊性の確保、多機能な動線空間の創出等が重要となってくる。

そこで、配置計画、動線計画、景観計画を検討する上での配慮すべき事項について具体的な提案を求める。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園企画担当 高桑・勅使川原・原
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-5403 (直通)
電子メール a5400-06@pref.saitama.lg.jp (代表)

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

- ① 受付期間 令和5年1月17日(火)午前9時から
令和5年1月24日(火)午後4時まで
- ② 受付方法 電子メールにより提出すること。
質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- ③ 回答方法 令和5年1月27日(金)午後4時までにホームページ上に
掲示する。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上でプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

(2) プロポーザル参加意思表明書(様式1号)の提出について

- ① 提出期間 令和5年1月17日(火)午前9時から
令和5年1月31日(火)午後4時まで
- ② 提出方法 電子メールにより提出すること。
(確認後、参加表明書受付票を発行します)

(3) 技術提案書(様式2号の1～2号の8)の提出について

- ① 提出期間 令和5年2月2日(木)午前9時から
令和5年2月8日(水)午後4時まで
- ② 提出方法 電子メールにより提出すること。
(確認後、技術提案書受付票を発行します)
- ③ その他 参考見積内訳書(様式3号)を併せて提出すること。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 有(資格要件を満たす者が4者以上の場合は、3者を選定する。)
- (2) 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
 - ① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼を書面にて通知する。
 - ② 一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下、非選定理由という)を書面により通知する。
 - ③ 各通知は、電子メール又は郵送により通知する。
 - ④ ②の書面を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県

の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

- ⑤ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(3) ヒアリング予定日

令和5年3月1日(水)

なお、一次選定の資格要件を満たす者が3者以下であった場合、ヒアリング日を早めて実施する。

ヒアリングの場所及び時間は、電子メール又は郵送により通知する。

また、新型コロナウイルス感染予防等のため、状況により、面会以外の方法によるヒアリングを実施する場合がある。

(4) 二次選定結果通知方法

- ① ヒアリング後、二次選定を行い、技術的な最適案を特定し、この技術提案書を提出した者に電子メールもしくは郵送により特定通知書を発行する。

- ② 二次選定を受けた者のうち、技術提案書を特定しなかった者に、電子メールもしくは郵送により非特定通知書を発行する。

- ③ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

- ④ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(5) ヒアリングでの提案説明方法

- ① 提出した技術提案書により説明する。また、ヒアリング当日に参考資料の配布やプロジェクト等の利用は認めない。

- ② 説明時間は、20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

- ③ 説明は、原則として様式2号の4の管理技術者が行うものとする。

- ④ ヒアリング開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。

(6) その他

本業務の契約にあたっては、二次選定により特定された者と発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約する。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 言語 日本語

- ② 通貨 日本円

- (3) 提出期限までに技術提案書が提出されなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができない。

- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

- (5) 提出された技術提案書は返却しない。

- (6) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しない。

- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更することはできない。

- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、

技術的に最適と考えられる者を変更することがある。

- (9) 参加者が1者の場合であっても、二次選定を行う。審査の結果、評価点が60点以上の場合は技術的な最適案とする。
- (10) 技術的に最適な者を特定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。
- (11) 履行確認について
- ① 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は②の措置をとる。
 - ② 発注者は、提出された技術提案書の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、不履行とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－5点）を行う。受注者は、このことにより「埼玉県県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
 - ③ このほか、技術提案書の履行確認に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドライン Ver.2を準拠する。
- (12) 技術提案書の虚偽記載について
- ① 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。
 - ② 発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－10点）を行う。受注者は、このことにより埼玉県県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
 - ③ このほか、技術提案書の虚偽記載に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドライン Ver.2を準拠する。